

新型コロナウイルス感染症対策について

観光関連事業者事業継続支援金

農水商工課商工労政係 ☎(25)1156

緊急事態宣言、まん延防止等重点措置および三重県緊急警戒宣言に伴う観光客の減少に起因して影響を受けている観光関連事業者の事業の継続と雇用を支援することにより、市の経済の安定を図るため、当該観光関連事業者に対して支援金を交付します。

対象事業者 次の全てを満たす事業者を対象とします。

- ①鳥羽市内に事業所もしくは店舗などを有していること
- ②観光客と直接取引がある、または観光客と直接取引がある事業所を介して間接的に観光客と取引を行っていること

主な支給要件 令和3年4～6月のそれぞれの売上が、前年または前々年同月比で30%以上の減少があること

※本支援金の申請対象月に、国・県の支援金などの支援対象に該当しているときは支援対象外とします。

支給金額 令和3年4～6月、それぞれの月において、1事業者あたり、以下の額を支給

中小企業 1事業者あたり **(一律) 10万円/月**

個人事業主 1事業者あたり **(一律) 5万円/月**

申請受付 令和3年7月1日(木)～8月31日(火)

必要書類 令和元年または令和2年確定申告書写し、令和3年4～6月売上台帳写し、事務所写真

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

健康福祉課子育て支援室 ☎(25)1184

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て負担の増加や収入の減少に対する支援の取り組みとして特別給付金を支給します。

支給対象者

- ①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けているかたであって、令和3年度分の住民税均等割が非課税のかた
- ②①のほか、対象児童(18歳年度末までの子(障がい児については20歳未満))の養育者であって、次のいずれかに該当するかた
 - ・令和3年度分の住民税均等割が非課税であるかた
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税であるかたと同様の事情にあると認められるかた

支給額 児童1人あたり **(一律) 5万円**

申請手続きや支給開始時期については、詳細が決まり次第随時ホームページなどでお知らせします。

令和3年度国民健康保険税減免申請

税務課市民税係 ☎(25)1134

新型コロナウイルス感染症の影響により、生計維持者(世帯主)の令和3年中の収入が令和2年中の収入より3割以上減少する見込みのかたなどを対象に、国民健康保険税の減免申請を受け付けています。

申請書類の入手方法 税務課・各連絡所窓口、市ホームページ

準備物 令和2年中の収入が分かるもの(決算書・収支内訳書、源泉徴収票など)、令和3年中の収入が分かるもの(売上台帳、給与明細など)

留意事項 生計維持者(世帯主)の令和2年中の所得が0円以下の場合、減免はできません。

くわしくは税務課市民税係へ問い合わせてください。